

令和7年12月16日(火)
打越 さく良 議員(立憲)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 裁判官・検察官の地域手当を廃止し、その分、全国一律に裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引き上げるべきではないか、法務当局の見解を問う。

○ 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額については、一般の政府職員の俸給表の改定に準じて改定する方法をとっており、一般の政府職員が受ける地域手当は、地域の民間給与水準をよりの確に反映させるものであるところ、全国各地で勤務する裁判官・検察官についてもこれに準じて取り扱うこととしている。

○ このような方法は、
・ 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
・ 国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮する

という理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている(現時点で、お尋ねのような地域手当の廃止等については考えていない。)

(参考答弁) 令和6年12月17日参議院法務委員会における打越さくら議員に対する鈴木法務大臣答弁

○打越さく良君 (前略) この地域手当というのがそもそもどのようなものなのかといえ、これ2005年の人事院勧告において新設されたと、御承知のとおりだと思いますけれども。当時、民間における賃金水準が全国平均より低い地域に勤務する公務員の給与に関して、民間賃金に比べて高過ぎるとか、地域の民間賃金の実態が反映されていないとか、そういった批判があったというふうに伺っておりますけれども、そういうことで、俸給表の水準を引き下げて、それによって生じた原資をもって、民間賃金の高い地域においてその賃金水準、地域間格差に応じて支給さ

れるということになったんだと承知しているんですが、でも、これでいいのかということですよ。

(中略) いずれの地域に勤務していても、その地位や職責の重要性は全然異ならないわけですよ。

ですから、これやっぱ、裁判官、検察官についてはこの地域手当の支給を取りやめるべきなんじゃないかと、で、そこで得られる原資をこの報酬月額と俸給月額に繰り入れると、それが本来のあるべき姿なんだと思うんですけども、大臣、御所見をお伺いします。

○国務大臣(鈴木馨祐君) 地域手当でありますけれども、今、打越先生おっしゃいましたように、地域の民間給与水準をよりの確に反映させるということで、全国各地で勤務する裁判官、検察官についてもこれに準じて取り扱うということで、こうした運用となっております。

もちろん、いろんな考え方が当然あるんだと思いますけれども、私どもとしては、やはり裁判官のこの俸給であったり、あるいは、報酬であったり、検察官の俸給、これやはりそれぞれの職責と任務の特殊性、これを、職務と責任の特殊性を反映させつつ、やっぱり国家公務員全体の給与のバランスということを考えた上では、やはりこの一般の政府職員の俸給表に準じて改定についてはこれをしていくということが合理的であろうということで私どもとしては考えております。

(参照条文)

○裁判官の報酬等に関する法律(昭和三十二年法律第七十五号)

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律(昭和三十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律(昭和三十五年法律第九十五号)による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額
の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 （略）